

地方独立行政法人における目標・評価の仕組み

1 中期目標期間について

◆地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（平成21年4月1日設立）

第一期中期目標期間	平成21年度から平成24年度（4年間）
第二期中期目標期間	平成25年度から平成29年度（5年間）
第三期中期目標期間	平成30年度から令和 4年度（5年間）
第四期中期目標期間	令和 5年度から令和 9年度（5年間）

2 目標・評価の仕組みについて

- 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標について、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て決定し、法人に指示（中期目標を変更する際も、同様の手続）
- 法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、自主的・自律的な業務運営を行う
- 知事は、毎年度及び中期目標期間全体における法人の業務実績を、評価委員会の意見を聴いた上で評価
- 中期目標期間の最終年度に、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価を行う
- 中期目標期間終了時に、知事が法人の業務・組織全般を検討

今回の審議事項

今回の審議事項

今回の審議事項